

平成27年度第1回石狩市国民健康保険運営協議会・議事録（要旨）

日 時 平成27年8月28日（金）
午後6時30分～8時00分
場 所 石狩市役所5階 第2委員会室

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 諮問
(1) 石狩市国民健康保険税の課税限度額改定について
- 4 審議
(1) 資料説明
(2) 審議
- 5 議題
(1) 平成26年度石狩市国民健康保険事業決算見込みについて（報告）
(2) 石狩市国民健康保険データヘルス計画策定スケジュールについて（報告）
- 6 その他
- 7 閉 会

出席者（9名）

会 長	内 田 博	副会長	辻 義 和
委 員	鈴 木 玲 子	委 員	大黒谷 充
委 員	我 妻 浩 治	委 員	高 松 雄一郎
委 員	清 水 康 博	委 員	奥 山 勲 司
委 員	長 瀬 博 明		

欠席者（1名） 委 員 寺 尾 桂 子

事務局（5名）

健康推進担当部長	我 妻 信 彦	国民健康保険課長	宮 野 透
賦課・資格担当主査	富 木 則 善	給付担当主査	吉 田 学
給付担当主査	青 山 昌 弘		

傍聴者（1名）

《平成27年度第1回石狩市国民健康保険運営協議会》

開 会（18：30）

○事務局（宮野課長）

本日は、大変お忙しい中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。ただいまから「平成27年度第1回石狩市国民健康保険運営協議会」を開催いたします。私は、本協議会の事務局を担当しております国民健康保険課長の宮野と申します。本年4月から、人事異動で現職に就いております。今後とも宜しく願い申し上げます。

また、本年4月1日付け人事異動で配属となりました事務局職員の紹介をさせていただきます。国民健康保険課給付担当主査の吉田でございます。

○事務局（吉田主査）

給付担当に配属となりました吉田でございます。よろしく申し上げます。

○事務局（宮野課長）

それでは次に本日の出席状況でございます。石狩市国民健康保険条例第2条に規定する委員の過半数が出席されており、石狩市国民健康保険運営協議会規則第5条第2項の規定に基づき、会議の開催要件を満たしておりますことをご報告申し上げます。なお、寺尾委員におかれましては、所用によりまして欠席されるとのご連絡をいただいておりますことをご報告させていただきます。それでは、開会に先立ちまして会長よりご挨拶を頂きます。

○内田会長

こんばんは、内田です。皆様におかれましては、平日の夜間、お仕事等で大変お疲れのところお集まりいただき誠にありがとうございます。

本日は、まず審議案件として「石狩市国民健康保険税の課税限度額の改定について」の諮問をいただき、事務局から本日提出されている資料の説明を受けまして、その後に審議を行います。続いて、国保会計の平成26年度決算の概要とデータヘルス計画の策定状況につきまして報告を受けたいと思います。委員の皆様におかれましては、宜しくご協力をお願いいたします。

○事務局（宮野課長）

それでは、本日の審議案件、「石狩市国民健康保険税の課税限度額の改定について」、本運営協議会に諮問をさせていただきます。本来であれば、諮問書は田岡市長から直接お渡しすべきところですが、あいにく公務のため出席できませんので、健康推進担当部長の我妻よりお渡しさせていただきます。

○事務局（我妻部長）

平成27年8月28日石狩市国民健康保険運営協議会会長内田博様、石狩市長田岡克介代読、「石狩市国民健康保険税の課税限度額の改定について」

このことについて、石狩市国民健康保険運営協議会規則第3条の規定に基づき、貴協議会の意見を求めます。諮問案件、石狩市国民健康保険税の課税限度額の改定について、でございます。どうぞ宜しくお願いいたします。

○事務局（宮野課長）

それでは、以降の進行につきましては、石狩市国民健康保険運営協議会規則第4条の規定に基づき、会長をお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

○内田会長

それでは、議事に入る前に、今回諮問案件がございますので、会議録署名委員の指名をさせていただきます。大黒谷委員と奥山委員のお二人をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。それでは、議事に入ります。

「石狩市国民健康保険税の課税限度額の改定について」を議題といたします。なお、議題は石狩市国

民健康保険運営協議会規則第3条の協議事項、市長の諮問に応じて答申するもののうち、第2項国民健康保険税に関すること、となります。それでは、事務局から提出されております資料について説明をお願いいたします。

○事務局（富木主査）

課税の担当をしております富木と申します。私の方から本日諮問させていただいた国民健康保険税の課税限度額改定について、資料に基づき説明させていただきます。

はじめに、資料1、1 ページ目の「1」国民健康保険税の限度額改定の経過についてですが、こちらは、石狩市のこれまでの課税限度額の改定の経過を示しております。課税限度額の推移については①の「石狩市の課税限度額の推移」の表の一番下にお示ししていますが、平成23年度73万円、平成24年度から平成26年度までが77万円、そして現在、平成27年度になりますが、昨年当協議会に諮問させていただき、「危機的な財政状況にある本市の国民健康保険会計の健全化を進めるため、地方税法施行令の一部を改正する政令に準ずることは妥当である」との答申を受け81万円となっているところであります。なお、地方税法に定められる法定限度額については②の「法定限度額の推移」の表の一番下にお示ししておりますが、平成23年度から平成25年度までは77万円、平成26年度81万円、平成27年度が85万円となっているところでございます。

次に2 ページ目の「2」課税限度額改定の趣旨でございますが、昨年の改正に引き続き、国民健康保険被保険者間の保険税負担における公平の確保を図るため、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成27年3月31日に公布、平成27年4月1日に施行されております。この改正により、国民健康保険税医療給付費分の課税限度額の法定限度額が51万円から52万円に、後期高齢者支援金分が16万円から17万円に、介護納付金分が14万円から16万円に引き上げられたところでございます。石狩市におきましてもこの地方税法施行令の一部改正に基づきまして、表①の改定案のとおり、平成28年度の課税分より医療給付費分及び高齢者支援金分の限度額を各1万円、介護納付金分の限度額を2万円引き上げ、限度額の合計を81万円から85万円へ4万円の引き上げを行おうとするものであります。

次に表の②になりますが、管内の他市の状況を載せています。管内の他市の状況をみますと、国保料としている札幌市及び千歳市については平成27年度から適用しており、国保税としている江別市、恵庭市、北広島市につきましては、今後条例改正を提案し、平成28年度から改正する予定と確認しております。

次に3 ページ目になりますが、こちらは参考資料としまして、ただいま説明しました地方税法施行令の一部を改正する政令の新旧対象の条文を抜粋したものとなっております。

次に4 ページ目になりますが、こちら参考資料としまして、平成27年度の課税状況を基に限度額が引き上げられることによる影響について世代別、所得基準別に示しております。表の見方につきましては、縦が国保税を課税する際の所得基準、横が各世代別の世帯数と今回の改正により税額の影響を受ける世帯を「うち影響世帯数」としております。限度額改定により影響を受ける世帯は表の網掛け部分である30歳代世帯から70歳以上世帯で所得基準500万円もしくは600万円を超える世帯となります。

例をとってご説明いたしますと40歳代世帯をご覧ください。上から4つ目の所得基準400万円を超え500万円以下の国保加入世帯は16世帯となっており、限度額改正により影響を受ける世帯は0となります。同じく40歳代世帯でその下になりますが、500万円を超え600万円以下の世帯をみていただきますと、世帯数は9世帯で影響を受ける世帯は2世帯となります。国民健康保険税は、世帯の加入者数が多いほど税額が上がる仕組みとなっておりますので、同じ所得基準でも世帯の加入者数によって税額に差が生じます。このため、所得基準は同じでも影響を受ける世帯と受けない世帯が出てくることとなります。市全体としましては、表の2段目の最後に世帯合計として記載していますが、加入総世帯10,028世帯のうち影響を受ける世帯は118世帯となります。割合としては、表の下※1に記載していますが加入総世帯の約1.18%となりまして、今回の改正による税の影響額につきましては、※2に記載しておりますと

おり、約 259 万円の増額となっております。

なお、昨年答申いただきました限度額の改正では、本日配付しました参考資料「H26 改定」をご覧ください。こちらは昨年諮問の際に配付させていただいた資料ですが、資料の一番下をご覧くださいますと、昨年度の改正では影響を受ける世帯が 151 世帯、税の影響額は約 370 万円と試算したところがありますので、今回の改正による影響世帯数及び税の影響額については昨年度の改正による影響よりも少ないと見込んでおります。以上で限度額改定に関する資料の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いします。

○内田会長

それでは、これより審議に入ります。ただいまの説明についてご質問等ございますか。意見でも質問でも何でも結構です。あるいはわからない所、これはどういう事ですかというお話でも構いません。

直接これとは関係ないのですが、昨年と比べると世帯数の計がものすごく減っていますね。200 世帯。

○事務局（宮野課長）

世帯数、確かに昨年度の数字と比べますとかなり減っているということで、被保険者を見ましても人口減少ですとか、そういうものの影響もありまして被保険者数もやはり減っております。昨今一人世帯の方とかそういう世帯も増えてきておりますので、被保険者の減少というものもこの世帯数の減少には少なからず影響しておりまして、このような差になってきているのかなというふうには考えております。

○奥山委員

26 年度と 27 年度を比較した世帯数が 202 世帯 27 年度で減っていますけれども、これは他市に転出だとか死亡という部分が主なのでしょうか。世帯数の減少って。

○事務局（宮野課長）

細かく分析はしておりませんが、減少の要素としては、転出されて国保から脱退された方、もしくは社会保険の方に移られて国保を抜かれた方というのも要素としては含まれているものでございます。主なものとしてはやはり、人口減少等に伴う被保険者の減少が大きく影響しているのではないかと考えているところです。

○辻委員

従来から江別、恵庭、北広島の税にしている所と同一にされているのですね。限度額引き上げは。

○事務局（宮野課長）

それぞれの市町村で判断をして条例改正をしていきているところでもありますけれども、石狩市と同様に地方税法施行令の改正の 1 年遅れという形で推移してきていると、江別も恵庭も条例改正をしてきているという状況であります。

○内田会長

昨年もお聞きしたのですが、この地方税法施行令の改正の意味について、改めて説明していただけると。なぜ課税限度額が上がるのかということについて。

○事務局（宮野課長）

税負担の公平性ということが主なものだと思います。所得の多い方は応分の負担をいただくというようものが根底にございまして、課税限度額を引き上げることによって所得に応じた税負担をいただくというような内容でございます。

○内田会長

そうですね。だから実際の課税額の増加額というのはそれほどではない。

○事務局（宮野課長）

実際この資料で見ていただくとおり、推計ですけれども、26 年度に実施している改定では金額としては約 370 万、今回については 250 万ということで、莫大に税収が伸びるというような形の状況ではないです。

○内田会長

だから財政対策というよりはむしろ公平性の確保ということが大きいと考えてよろしいですか。

○事務局（宮野課長）

その部分が大きいと思います。

○長瀬委員

来年の4月から被用者保険と言いますか、協会けんぽ、共済組合、健康保険組合、それぞれ保険料の上限が上がるのですね。今は121万で止まっているのですが、3ランクくらい上に上がります。そういった意味では、全体的な平等な観点からいけば85万になっても何ら問題はないのではないかというふうに思います。

○内田会長

他に質問等がないようでしたら、国保税の課税限度額の改定の審議については、これで終了したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声）

ないようですので、事務局からこの諮問案件の取り扱いについて、何かございますか。

○事務局（宮野課長）

本日、諮問を受けご審議をいただきました、石狩市国民健康保険税の課税限度額の改定についての答申書につきましては、本日のご意見等を含め会長一任とさせていただきたいと存じますがいかがでしょうか。

（異議なしの声）

○内田会長

ないようであれば、私に一任していただく形で、委員の皆様のご意見等に十分配慮させていただき、それを答申書に反映させる形で、市長へ答申書を手渡したいと思います。答申書の内容については、市長へ提出した後に、委員の皆様へ事務局から送付いたします。それでよろしいでしょうか。

それでは、次の議題に入りたいと思います。「平成26年度石狩市国民健康保険事業決算見込み」について、事務局から報告をお願いします。

○事務局（青山主査）

～「平成26年度石狩市国民健康保険事業決算見込みについて」報告～

○内田会長

ただいまの報告について、質問等ございますか。

7ページ目のドック検査費用の助成ですが、昨年も同じ話になったと思うのですが、申請者が多いのに実際受診者が定員を割ってしまうのは非常にもったいない。毎年少しずつ増やしているとは思いますが、予算を超えない程度に。これは仕方ないですね。せっかくの機会があるのに行かないのであれば他の人に回してあげればいいのかとか。

○事務局（青山主査）

そうですね。定員がそれぞれ脳ドック700名、人間ドック200名と決まっていて、その分の予算を確保しているのですが、毎年受診率を見て、大体これくらい受診されない方がいるという事で当選者をあらかじめ多めにしております。年度によって受けない方が多かったり少なかったりバラつきが出るものですから、毎年状況を見ながら当選者数の調整をしていきたいと思っております。

○大黒谷委員

インフルエンザとか肺炎の予防注射をする時に補助が市から出ますよね。それも国民健康保険のお金の中から出るのですか。それはまた別途なのですか。

○事務局（青山主査）

高齢者のインフルエンザの予防接種とか肺炎球菌ワクチンについては、国保会計から加入者の分は負

担をしております。ただ国保会計から負担をしているのですが、その分は道の交付金として入ってくるというような仕組みになっております。

○大黒谷委員

石狩市の負担にはならないのですか。

○事務局（青山主査）

そのまま負担にはならない状況になっています。

○内田会長

これもたぶん毎年出ているのですが、ジェネリック医薬品利用促進の効果はどうなっていますか。実際にジェネリック医薬品を使われた被保険者の方。人数ベースでも金額ベースでもいいのですが。そういうデータはありませんか。

○事務局（宮野課長）

そこまで詳しく出した情報というものはないのですが、使用率ということでは、KDBのシステムがございまして、そこから情報を取り出した内容では、使用率、使われている率としては投薬のレセプトで換算すると約6割弱くらいまでは使われてきている状況というようなものが見え始めております。ただその効果額としてどれくらいなのかというものは今の時点ではっきり申し上げることはできない状況でして、ご了承いただければと思います。

○辻委員

レセプトの点検を委託されていますよね。実施回数と処理件数は出ているのですが、点検の効果というものはあるのでしょうか。

○事務局（宮野課長）

効果額は毎年道の方にも報告しているものがあるのですが、実際に効果としては、年にバラつきはありますが、徐々に上がっています。

○事務局（青山主査）

26年度の実績ですと一人あたり1,300円くらいの効果が上がってしまっていて、被保険者数が大体17,000人ですので、2,200万円くらいの効果が上がっているということになります。

○内田会長

よろしいでしょうか。他にご意見が無ければ、平成26年度石狩市国民健康保険事業決算見込みについての報告と質疑を終わります。

それでは、次の議題に入りたいと思います。石狩市国民健康保険データヘルス計画策定スケジュールについて、事務局から報告をお願いします。

○事務局（青山主査）

～「石狩市国民健康保険データヘルス計画策定スケジュールについて」報告～

○内田会長

ただいまの報告について、ご質問等ございますか。

○長瀬委員

健保組合でもデータヘルスが始まっているのですけれども、4月にプロポーザル型でやっていますが、確か計画を立てる時には身の丈に合った計画にきなさいと、無理するのではないのですよと、3年間とりあえず試行的に始めて、PDCA回して計画を順次変えていくということが示されていますけれども、石狩市で考えている、契約の段階でこれをやります、あれをやりますということになっているのでしょうか、これからどういうところに重点を置いてデータヘルス計画を作成されるのか、考え方を教えていただきたいです。

○事務局（宮野課長）

データヘルスは今まさにレセプトの分析、健診データも合わせまして分析をしているということで、

その結果が8月末、もうそろそろ出てくるのかなというような状況でございます。その内容、分析の結果をもとにいたしまして、一番の医療費に与えている影響としましては、高額なレセプトですとか、そのようなものをどのように生まないような保健指導等をして対策をとっていくか、それに繋がるのが特定健康診査の受診率の向上であり、特定保健指導をしていかななくてはならないというような内容でございますので、あくまでも結果をもとにして、急激にいろんなことをやろうとしてもなかなか全てできるようなものもマンパワーですとか財政的な問題もございますので、十分そのようなものも踏まえながら、まずできることを、第一にはやはり特定健康診査の受診率の向上というのは必須のことだと考えておりますので、それをベースにいろんな保健事業というものに少しずつ枝分かれをしていくような計画にしたいと考えております。

○長瀬委員

重症化予防に重点を置くのも一つの方法ですし、今言われた特定保健指導ですね。先程の資料を見たら25年度から26年度で率が下がっていますよね。うちもそうなのですが、特定保健指導の実施率が非常に低いので、どういうことをやっていこうか今考えているところなのですが、そういうことに力を入れていただいてデータヘルス計画がうまくいくようにしっかりやっていただきたいと思います。

○事務局（宮野課長）

ただいまご提言いただいたような内容を十分踏まえながら、データヘルス計画をこれから煮詰めまして形にしていきたいと考えております。

○事務局（青山主査）

一点補足なのですが、資料2の6ページをご覧くださいと思います。長瀬委員の方からご意見もありましたが、特定保健指導の実施率なのですが、平成26年度11.8%となっておりますが、これは7月末現在の数字として掲載させていただきました。実は特定保健指導というものは指導する対象者の内容にもよるのですが、最大6ヶ月間実施するという形になっておりまして、最終的な数字が出るのが平成27年の11月くらいになります。要するに26年度の対象の方でもまだ継続して指導している段階で数字としてまだここに出てきていないという分もあるものですから、これが最終の率ではないということだけご理解いただきたいと思います。

○長瀬委員

了解しました。最終は11月の初旬でしたよね。

○事務局（青山主査）

そうです。

○内田会長

国保の運営が広域化された場合に各市でやっているこのデータヘルス計画は統合されるのか、それとも別でやるということなのでしょうか。

○事務局（宮野課長）

都道府県化された後、広域化後の保健事業につきましては市町村の役割として、それぞれ市町村の状況に応じた保健事業を進めるという形になっておりますので、それぞれの市町村でデータヘルス計画を作って実施するということになります。

○清水委員

マイナンバー制度とかいろいろ絡んでくると思うのですが、何か情報などありますか。

○事務局（宮野課長）

報道もされていると思いますが、マイナンバーに関する法案が成立したということで、本年の10月からマイナンバーの番号をそれぞれ市民の方に市から送付をしていくというようなスケジュールになっております。実際年が明けまして1月からはマイナンバーが使われていくという形になります。国民健康保険に関する、医療に関する事業もマイナンバーとは深く関わっておりまして、例えば保険税を計算す

るにしても所得というものを使っておりますし、保険給付するにあたっては給付の限度額、自己負担の限度額を決めるにしても所得情報を使っているということがございますので、そういう意味では大きく関わってきているものがございます。マイナンバーが10月以降本格的に始動するにあたりまして、国民健康保険の方でもそれに対応したシステムも変更になってきます。ただマイナンバーの制度が始まって、いきなり被保険者のみなさまに何か手続きをしていただかなくてはならないとかそのようなことが発生するということは今すぐにはございませんけれども、様々な手続きをしていただくにあたってマイナンバーを申請書に記載いただくとか、被保険者の方の届出ですとか、そういった部分では関わってくるというような状況でございます。

○内田会長

他にご意見が無ければ、データヘルス計画策定スケジュールについての報告と質疑を終わります。

そのほかに、事務局から何かございますか。

○事務局（富木主査）

～「石狩市国民健康保険税条例の一部改正について」説明～

○内田会長

ただいまの説明について、ご質問等はございますか。

○辻委員

どうして前7日を納期限までに。理由があったかと思うのですが。

○事務局（宮野課長）

元々地方税法の方ですね、発端は軽自動車税の減免の申請というものも地方税法に基づいて納期限前7日という形だったのですけれども、国民健康保険税は条例で定めているのですが、地方税法の規定に準じて変えてきているという経緯があります。発端は軽自動車税の納期限の変更、これは国の機関に対して今まで納期限前7日だったのですが、減免を受けようとする人たちにとっては、納期限前7日という形で区切ってしまうと、減免を受けれる時期が7日の空白があるせいで次の納期のものからでないで減免が受けれないという不利益な部分があるだろうというようなことが指摘されまして、地方税法の方で見直しがかかったということで、それに準じている国民健康保険税につきましても同じ流れで今まで納期限前7日だったのですけれども、それを地方税法の方に合わせまして納期限にするというような経緯がございます。

○内田会長

そのほかに、事務局から何かございますか。

○事務局（宮野課長）

委員の皆様へ事前の意見等をご照会させていただいたところではございますけれども、その中で長瀬委員からご質問をいただいております。恐れ入りますが、ご質問の内容について長瀬委員よりご説明をお願いいたします。

○長瀬委員

今年の5月27日に医療保険制度の改革関連法案が参議院を通過しています。何本もあるのですが、その中で一番大きな改革は国保の都道府県への移行だと聞いております。毎年全国で3,000億円くらいの赤字が出ているということで、国保の財政基盤の安定化を図るということで30年度から移行するわけですが、一点目は国からの財政面の支援が被用者保険も含めてどうなるのかということと、それから市町村の役割と都道府県の役割がどういうふうに変っていくのかを簡単に説明していただければと思います。

○事務局（宮野課長）

～「国民健康保険制度改革について」説明～

○内田会長

ただいまの説明について、ご質問等はございますか。

○長瀬委員

資料の2ページ目の29年度から実施、更なる国費1,700億円を投入と書いてあります。国費というふうに書いてありますけれども、実際は被用者保険、健康保険組合と共済組合が後期高齢者の支援金が総報酬割になります。私どもの健保組合でも3,000万から相当の毎年度保険料が上がっていくと。それは被保険者から集めるものなのですから、健康保険組合で約1,500億、1,400組合くらい全国にありますが、その他共済組合で900億、計2,400億が29年度で保険料として集まってくると。そのうちの1,700億円を国保の方に支援金として回すのだと。簡単に言えばそういうようなことで、健保組合全体では、被用者保険が国に代わって肩代わりしているのだというようなことで今ちょっと問題にしているのですが、法案がもう既に通っていますから、これはこのとおり行くのですけれども、将来的には高齢者に係る医療費の全体的な負担のあり方について、今健保組合の連合会としては提案しているということでございまして、国費というふうに書いてありますけれども、被用者保険側の保険料アップによるものだというようなご理解をぜひしていただきたいと思います。

○内田会長

石狩市にとっては実際にこの制度が動き出してからでないと具体的な話はなかなかできないことだろうと思います。

○事務局（宮野課長）

そうですね。法案が可決されましたので、大まかなここにお示しさせていただいたような都道府県と市町村の役割ですとか、そういうものは明確に法の方でも謳っておりますが、例えば、保険者努力支援制度、保健事業を一生懸命やったところには交付金を出しますよとか、そのような内容も新たな制度として創設されるということになっているのですけれども、制度の詳細についてはまだ固まっていない状況ということで、これも国と地方の協議という中で、徐々に固まってくるというような状況でございまして、これから詳細が見えてきた中で、本市についても動いていかなければならないのかなと。一番大きいのは保険税ですね、都道府県の方から国保事業費納付金というものを各市町村でそれぞれ、これだけのお金を納めてくださいというような仕組みになりますので、それを納めるにあたりましては、都道府県が標準の保険料率というものを示すということになっております。それを参考にして保険料等の見直しを石狩市だけではなくて、各市町村で発生してくるのかなというような状況ではあります。

○内田会長

大体厚労省、お役所の試算って、結果に合わせて出しますから、本当こうなるかわからないですよ。法定外繰入が3,500億だから3,400億の財政効果があるというふうに逆算してその数字を出すと。それを割ると段階的に1,700億ずつになるよなという想定で、27年度が1,700億って消費税が上がった分の個人消費のある程度確保できるという前提で1,700億いくかなという話ですよ。次の協会けんぽの方の総報酬制に変更というのだけれど、これも賃金の動向によっては総報酬制だとどうなるかわからないので、本当にこれだけ出るといっても実際やってみないとわからないですよ。その段階でひよっとしたら制度を動かすという話が出るかもしれないと。

○事務局（宮野課長）

確かに流動的な部分は多々あるかと思いますが、法整備されることによって3,400億円が確保されるというようなことは決まっておりますので、この中で公費拡充が実施されていくのかなと考えております。

○辻委員

膨大な赤字補てん、一般会計からの繰入はある程度解消されそうなのでしょうか。

○事務局（宮野課長）

この制度改革自体が市の国保にとってどういうメリットがあるのですかというようなことはみなさん

たぶん思われるかと思うのですが、実際平成27年度からは1,700億円という公費拡充がされています。本市が試算している数字は資料の中にもありますけれども、約7,000万円の財政効果を見込んでいます。赤字が全てこれで解消されるわけではないのですが、今までの赤字の額に比べまして、公費の負担が増えることによって、少なからず良い方向には好転はしている。ただこれだけでは全部を賄いきれる状況ではありませんので、赤字体質であることには変わりはないですけれども、良い方向には行っているとは考えております。

○長瀬委員

聞いた話ではこのお金をですね、市町村があてにして料率を下げたというような所も関西の方ではあるらしいですね。それはちょっと本末転倒な話であって、そういうことがないようによろしく願いたいと思います。

○事務局（宮野課長）

保険税の仕組みの中では、北海道の中の医療費全てを一緒くたにまとめて、それぞれの市町村の所得の水準ですとか医療費の水準ですとかそういうものに基づいて、それぞれ市町村に納めていただく納付金というものが決められるというような形になりますので、現時点で保険税率がどのような形になるのかというのはちょっとこの場ではまだ明言はできませんけれども、道の示す標準保険料率と納付金等の状況を見据えて保険税率等の検討を進めたいというふうには考えております。

○内田会長

動いてみないとなかなかわからないとは思いますが、その他に何かございますか。よろしければ、そのほかに、事務局から何かございますか。

○事務局（宮野課長）

今回の会議の開催時期について申し上げます。先程ご報告したとおり、現在、データヘルス計画の策定に取り組んでおりまして、本協議会への諮問案件となりますことから、ご審議をお願いしたいと存じます。時期的には、12月上旬になろうかと考えておりますが、詳細な日程等につきましては、今後、内田会長とご相談をさせていただいて、また、あらためて委員の皆様にご案内をさせていただきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。事務局からは以上でございます。

○内田会長

それでは、これにて平成27年度第1回石狩市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。皆様、ありがとうございました。

閉 会（20：00）

上記会議の経過を記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成27年10月 3日

会 長 内 田 博

署名委員 大黒谷 充

署名委員 奥山 勲司

- 石狩市国民健康保険運営協議会の議事録作成について
「市民の声を活かす条例」に基づく「審議会等のガイドライン（平成18年5月24日制定）
〈現在、「市民参加手続運用マニュアル2008（H20.7月）」の「審議会マニュアル」〉」
の運用について、平成18年度第1回石狩市国民健康保険運営協議会において運営協議会
議事録作成ルールを確認している。

（内容）議事録作成については、諮問案件がある場合について議事録作成するものとし、
それ以外については要点筆記により協議内容を作成する。